

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2 内容

目標：生産管理部門の管理職（主任以上）人材を女性労働者から1名以上のキャリアアップを目指します。

女性の活躍に関する情報公表

公表項目	年度	率・割合
労働者に占める女性労働者の割合	令和4年3月	52%
年次有給休暇の取得率	令和3年度	39.4%
管理職に占める女性労働者の割合	令和4年3月	1.3%